

日本私立大学協会

私立大学ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞

「点検結果報告書」

共通様式

①法人名称	学校法人 常葉大学
②設置大学名称	常葉大学
③担当部署	大学・短大本部事務局 学長室
④問合せ先	gakucho@tokoha-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和 8 年 8 月 31 日
⑥点検結果の公表日	令和 8 年 9 月 3 日
⑦点検結果の掲載先 URL	https://www.tokoha-u.ac.jp/university/disclosure/public-info/governance-2025/
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明
—	—

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明
—	—

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目 １－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	本学では、「より高きを目指して ～Learning for Life～」という建学の精神を踏まえつつ、時代の変化に対応し、かつ総合大学として地域社会からの要請に応えるため、「知徳兼備」「未来志向」「地域貢献」を教育理念として設定している。また、これらを本学のホームページに掲載し、多様なステークホルダーに明示している。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/university/spirit/ https://www.tokoha-u.ac.jp/university/philosophy/
実施項目 １－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	本学では、建学の精神や教育理念に基づく人材養成を実現するために、３つの方針を定め、カリキュラムマップ、ナンバリング及びカリキュラムツリーによって教育課程とそこで求められている学びの仕組みを示している。 また、教育研究等に係る現状等について自己点検・評価を行い、優れた取組や改善を要する事項を見出し、教育の内部質保証の確保に向けた PDCA サイクルを回すことにより、大学全体の教育力・研究力等を高めることに努めている。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/university/policies_of_university_activities/policy/ https://www.tokoha-u.ac.jp/campuslife/support/syllabus/
実施項目 １－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長、副学長、学部長等の役職者の職務権限に関しては、学校法人常葉大学 組織規程に定めている。また、学則第 58 条第 4 項に教授会の所管事項を定め、教学組織の権限と役割を明確にしている。
実施項目 １－１④	説明
教職協働体制の確保	教学・大学運営における教員と職員の連携を深め、教職協働を推進するために、教学面の最高意思決定機関である部長会等に、事務職員を配置している。 また、学長の下には、教務委員会等の各種委員会を設置し、

	それぞれの目的・役割に応じて運営している。委員会はいずれも専任教員及び事務職員によって構成し、教育・研究及び大学運営において、教職協働の体制を構築している。
実施項目 1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「全学共通・学部学科研修会 年間計画」を策定し、教職員の資質向上を推進している。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/university/internal-quality-assurance/fd-sd/ 【ファカルティ・ディベロップメント (FD)】 ・ 3つの方針の実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員の教育・研究活動について、本学ホームページに公開している。 ・ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD・SD 委員会を組織し、年次計画に基づき取組みを推進している。 【スタッフ・ディベロップメント (SD)】 ・ 全ての教職員の専門性と資質の向上のため、SD 推進に係る基本方針と年次計画に基づき取組みを推進している。 ・ 教職協働を実践するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、法人本部人事課において事務職員基本研修を実施し、さらに FD・SD 委員会（事務部門）が大学職員向け業務研修を行っている。

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本法人の使命である、「地域と連携し、教育を通じて地域創生に貢献する」に基づき、第3期中期計画（令和8年度～令和12年度）を策定し、組織的に推進している。策定にあたっては、各所属におけるステークホルダーからの意見聴取結果を反映している。さらに、計画の確実な達成に向け、各年度の事業計画に具体的施策を明示し、進捗管理を通じて着実な実行を図っている。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/headquarters/basic-information/plans/strategic-plan

実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画の進捗管理については、毎年度、実施状況を確認し、進捗状況の検証に基づき事業の見直しや未着手事業の改善などを経て再度事業計画に盛り込むなど、PDCAサイクルを励行した進捗管理に取り組んでいる。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/headquarters/basic-information/plans/strategic-plan

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	本学は、時代の変化に対応し、かつ地域社会に開かれた大学としての使命を果たすために、教育理念に基づき、次の3つの方針に基づき社会の要請に応じた学びの機会を提供している。 1. 真に広く社会に貢献できる職業人を輩出するために、知識・技能・叡智と人格・品格を兼ね備えた正に「知徳兼備」の人材を育成する。 2. 「未来志向」の教育・研究を目指し、未来の国家・社会・地域のために貢献できる人材を育成する。 3. 地域密着型の大学として、「地域貢献」できる有能な人材を育成する。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/university/policies_of_university_activities/policy/
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	常葉大学・常葉大学短期大学部地域連携・交流推進基本方針に基づき、地域社会の人的基盤を支え、地域社会や地域経済の発展等に寄与することを目的として、地域の活性化を担う人材の育成や「知の拠点」としての大学の役割・機能の発揮に取り組んでいる。 なお、社会貢献等、活動の状況については定期的に点検・評価し、取組の改善・向上に努めている。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/community/policy/

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	教員の任用に関しては、各学部において、業務遂行上の適切な役割分担を前提として、性別、年齢及び経歴の多様性等に配慮して実施している。 また、学生に関しては、学生支援センターを設置して、常葉大学・常葉大学短期大学部学生支援方針に基づき、性別、障がい、修学状況等、学生の多様な特性に寄り添った学修環境の整備や支援、生活相談に取り組んでいる。 (掲載先 URL) https://www.tokoha-u.ac.jp/campuslife/studentsupportpolicy/
実施項目 2－2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性活躍推進及び男女共同参画社会の観点から、理事 2 名（総数 10 名）、評議員 6 名（総数 22 名）の女性を登用している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事の資格及び構成を寄附行為及び理事選任機関運営規程で定め、評議員の意見を十分に参酌したうえで適切に理事を選任することで選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	寄附行為、理事会運営規程及び常務理事会運営規程により、理事会及び常務理事会の役割及び権限を明確にするとともに、評議員会には、私立学校法が義務付ける事項以外に関する意見聴取や法人運営に関する報告等もできる限り行い、建設的な協働による納得性の高い法人運営に努めている。
実施項目 3－1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事としての職務を適切に果たせるよう、学生募集、在籍、入試、就職等の状況を定期的に説明し、情報提供を行っている。加えて、日本私立大学協会が作成した学校法人の役員及び評議員を対象とするオンデマンド研修動画を本法人の役員及び評議員に提供し、研修機会の充実に努めている。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事の選任基準となる資格及び職務等を寄附行為に定め、理事会で監事候補者を審議し、評議員会の決議に付すことで選任過程の透明性を確保している。 会計監査人は、選任基準に基づき、監事の過半数の合意を得たうえで、評議員会の決議により選任している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事監査規程に基づき、監事・会計監査人・内部監査部門による三様監査の連携体制を確立し、定期的に三者による情報共有の場を設け、内部監査及び会計監査人の監査の進捗や結果を共有しており、監事が会計監査人監査の適切性判断に必要な説明も受けられる体制を確保している。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	本学では、常勤監事の常務理事会への出席を義務付け、監事が法人の業務執行をつぶさに監査できる体制を設けており、常勤監事はリスク管理として必要な情報を他の監事に随時提供している。 また、文部科学省の監事研修会等を活用するとともに、設置する学校等の視察を行うことなどを通じて、研修機会の確保・充実に努めている。

原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－3①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員の属性ごとの構成人数、資格を寄附行為に定め明確にしている。寄附行為及び評議員選任・解任規程に基づき選任することで、評議員選任過程の透明性を確保している。
実施項目 3－3②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	寄附行為及び評議員会運営規程に、招集・決議の方法や会議の運営、議事録の内容等の必要な事項を定め運営の透明性を確保している。 また、評議員会には理事長以下全理事が出席することを原則として、評議員と理事の意見交換の機会を設けることで、評議員会と理事会との建設的な協働に努めている。
実施項目 3－3③	説明
評議員への情報提供・研修	評議員に対し、学生募集、在籍、入試、就職等の状況を

機会の充実	定期的に説明し、情報提供を行っている。また、全評議員に対し、私立学校法改正の概要や法人の組織・財務状況等をまとめた参考資料を配付し、役割理解の促進を図っている。加えて、日本私立大学協会が作成した学校法人の役員及び評議員を対象とするオンデマンド研修動画を本法人の役員及び評議員に提供し、研修機会の充実を図っている。
-------	--

原則 3－4 危機管理体制の確立

実施項目 3－4 ①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	全ての学校で傷病の発生、犯罪被害、交通事故、気象災害、地震、火災に対応した危機管理マニュアルを策定している。 また、事業継続計画（BCP）については、その策定に向けて必要な情報の収集に努め検討を進めている。
実施項目 3－4 ②	説明
法令等遵守のための体制整備	法人各所属で倫理行動基準を設けて、全教職員がこの基準を記載したコンプライアンス・マインドカードを常時携帯することにより、法令、寄附行為、その他諸規程を遵守するよう組織的に取り組んでいる。 また、公益通報に関する規定を設けて、通報方法、担当窓口、調査手続等を定め、内部通報体制を整備し、活用している。 さらに、コンプライアンスの推進に関する規程を制定し、コンプライアンス推進体制を整備することにより、健全かつ適正な法人運営及び学校運営並びに社会的信頼の確保に努めている。

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1 ①	説明
情報公開推進のための方針の策定	情報の公開及び開示に関する規程を設けて、法人及び学校の基本情報を始めとしたホームページ等で広く社会に公開すべき情報項目を定めて、情報公開を推進している。
実施項目 4－1 ②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	各学校のウェブサイトのデザインや文章については読みやすさ・伝わりやすさを基準に、使用する用語や説明方法を常に工夫し、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。

Ⅱ－Ⅱ．「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明
—	—